



役場の屋上から嘉山方面を望んだ市街

国も指定を指示

請申定について

は、町自体も、
その早期指定

を痛感してい
ましたが、新

潟東港の背後
地として、大

き飛躍しようと

する豊栄町に

対し、建設省

からも強く指

示があり、町

の建設課が中

心になって、
案を作成しました。これを申

請するに当つては、都市計画
委員会や関係土地改良区には
かり、基本地域のうち住居地

域と商業地域、専用地区のう
ち住居専用地区、この三つの
指定を申請しました。また防
火地域については、準防火地
域を申請しました。

その各地域は、次のとおり

約345ヘクタールへ飛躍しよう

する豊栄町に

。住居地域（生活環境を保護

する地域で、主として、
住宅の区域）

。商業地域（商業の利便を増
進する地域で、主として、
商店の地域）

現在の葛塚地区的商店街を
中心とした区域で、二十八・
六ヘクタール。

上土地龟・嘉山・前新田・法
花鳥屋の、それぞれの一部を
含む一円の地域と、早通・仏
伝に造成される住宅団地の周
辺の早通・仏伝・須戸の一部
計三百十六・三ヘクタール。

。住居専用地区（住居地域の
中で、特に生活環境の保
護を強くした地域、原則
として住居だけの地域）

早通・仏伝に造成される住

用途地域指定を申請

住居・商業の地域を指定

——都市計画街路も追加

豊栄町は、昭和五十五年には、人口五万二千人の都市に発展すると予想されます。町では、昭和五十五年の豊栄町を想定して、土地の利用計画をたて、用途地域および防火地域の指定と、これに伴う都市計画街路の変更、追加を建設大臣に申請中です。用途地域・防火地域の指定が決定すると、個人所有の土地といえども、その利用については、いろいろの規則が加えられます。しかし、これは住民の生命、健康、財産の保護を図り、住民福祉を増進するためのものです。いろいろ不便のことも起きるでしょうが、皆さんのご協力をお願いします。

豊栄町は、新潟東港の背後地として、大きく変わるとしています。十二年後の昭和五十五年には、人口五万二千、十七年後の昭和六十年には、人口五万八千の都市に飛躍す



10月号

發行所
新潟県北蒲原郡役場
豊栄町

印刷所
下越新発田市本町2電2-2234

犬は

つないで
おきましょ

ると、予想され
います。

しかし、各人が
土地を自由かつて
に利用し、建物を
建てては、市街地
には商店や住宅工
場などが乱雑に立ち並び、住
民は、工場などの騒音、悪
臭、じんかいなど、いわゆる
公害に、常にやまされ、ま
た火災の心配も絶えません。

このようなことでは、住みよ
い町づくりは、決して望めま
せん。

そこで、商店は商業地域、
工場は工業地域、住宅は住居
地域に集め、それぞれの地域
の目的に応じた、道路や施設

を設け、商店は客の利便を図
り、ひいては商店の繁榮をき
たし、工場は生産性を高め、
住宅は閑静で健康的な環境を
つくり、それぞれの土地を、
効率的に利用しようとするの
が、用途地域と防火地域指定
の考え方です。

用途地域の種類には、基本
地域・専用地区・特別用途地
区の三種類があります。この
三種類は、その性格により、
基本地域は住居・商業・工業
などの地域に、専用地区は住
居・工業の専用地區に、特別
用途地区は厚生・文教・娛樂
などの各地区に、更に分類さ
れます。